

静岡県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年3月28日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

菊川市

2 都市計画事業の種類及び名称

東遠広域都市計画下水道事業 菊川市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成11年1月8日

至 平成36年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成11年静岡県告示第19号、平成14年静岡県告示第1032号、平成16年静岡県告示第903号、平成23年静岡県告示第180号及び平成26年静岡県告示第168号の事業地に、静岡県菊川市大字堀之内字上ノ段、同大字堀之内字古井戸、同大字堀之内字高田、同大字堀之内字沢垂、同大字半済字奥屋敷、同大字半済字西原、同大字半済字高田、同大字加茂字打上下、同大字加茂字八幡前の全部並びに同大字堀之内字大林、同大字西方字大豆尻、同大字加茂字海足の一部を加え、同大字堀之内字宮ノ前、同大字堀之内字南海戸、同大字堀之内字連法、同大字半済字前田、同大字半済字深田、同大字半済字森下、同大字加茂字山東、同大字加茂字野添、同大字加茂字蓮ノ前、同大字加茂字西袋、同大字加茂字方吹地内において事業地を変更する。